

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和元年5月31日
【会社名】	コーナン商事株式会社
【英訳名】	KOHNAN SHOJI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 疋田 直太郎
【本店の所在の場所】	堺市西区鳳東町4丁401番地1 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行って おりません。)
【電話番号】	072(274)1621(代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役・上席執行役員 システム部・経理部・財務部・IR広報室・グループ管理部(共管)担当 宮永 俊一郎
【最寄りの連絡場所】	堺市西区鳳東町6丁637番地1
【電話番号】	072(274)1668(ダイヤルイン)
【事務連絡者氏名】	常務取締役・上席執行役員 システム部・経理部・財務部・IR広報室・グループ管理部(共管)担当 宮永 俊一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

令和元年5月30日開催の当社第42回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
 令和元年5月30日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割り当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金26円 総額896,536,290円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

令和元年5月31日

その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 9,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 9,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

当社の事業の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に事業の目的事項を追加するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第2条(目的) 当社は、次の事業を営む事を目的とする。	第2条(目的) (現行どおり)
1~23 (条文省略)	1~23 (現行どおり)
(新 設)	<u>24 動物病院の経営</u>
<u>24</u> 前各号に付帯関連する一切の事業	<u>25</u> 前各号に付帯関連する一切の事業

第3号議案 取締役10名選任の件

取締役として、疋田直太郎、宮永俊一郎、加藤高明、榊枝守、成田幸夫、田中美博、村上文彦、似鳥昭雄、田端晃及び太田垣啓一を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、田上計美、奥田純司及び佐野美博を選任する。

第5号議案 役員賞与支給の件

取締役11名(うち社外取締役3名)、総額189百万円(うち社外取締役分1,500千円)の役員賞与を支給する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成割合)
第1号議案	246,562	12,392	31	(注)1	可決(95.20%)
第2号議案	258,220	734	31	(注)2	可決(99.70%)
第3号議案				(注)3	
疋田 直太郎	245,868	13,085	31		可決(94.94%)
宮永 俊一郎	254,756	4,198	31		可決(98.37%)
加藤 高明	254,746	4,208	31		可決(98.36%)
榊枝 守	254,807	4,147	31		可決(98.39%)
成田 幸夫	254,743	4,211	31		可決(98.36%)
田中 美博	254,855	4,099	31		可決(98.41%)
村上 文彦	254,846	4,108	31		可決(98.40%)
似鳥 昭雄	244,209	14,743	31		可決(94.30%)
田端 晃	257,996	958	31		可決(99.62%)
太田垣 啓一	257,912	1,042	31		可決(99.59%)
第4号議案				(注)3	
田上 計美	255,586	3,368	31		可決(98.69%)
奥田 純司	241,746	17,207	31		可決(93.34%)
佐野 美博	258,011	943	31		可決(99.62%)
第5号議案	233,906	25,047	31	(注)1	可決(90.32%)

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

以 上